

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

喬木村長

市町村名 (市町村コード)	喬木村 (4153)
地域名 (地域内農業集落名)	伊久間 ()
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月27日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は昭和40年代に農業構造改善事業により整備された農地が広がる地域であり、河岸段丘の上段(伊久間原・大原)はスプリンクラーが整備され樹園地、畑、園芸施設、養豚団地があり、下段の天竜川沿いは水田が広がっている。伊久間原・大原は高齢化が進み農家が減少しているもの農業法人が担い手となり農園を引き継ぐことができてはいるが、一部耕作条件が悪い農地は荒廃化が進んでいる。下段は工場用地、宅地化が進み農地の減少が続いているが、現在は荒廃農地等もなく農地はおおむね維持管理されている。農家数の減少による農地維持共同作業の負担が大きくなってきている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

多面的機能が維持できる農地管理を行い遊休農地の発生を防止する。各地域の条件に適合した農業経営を推進し、兼業農家や地域住民も含め、地域で農地を守る取り組みを行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	91.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	83.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業農用地域内の農地及びその周辺の農用地を農業上の利用が行われる区域とする

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域の中心となる経営体(担い手)に農地集約、集積を図りつつ、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を通じて農地の貸し借りをを行い、農地の集約化を目指していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
活性化グループによる遊休農地活用や果物狩りなどの観光農業への協力をおこなう。兼業農家へ農地の斡旋を行い多様な経営体の確保、育成の取組を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農地の集積のみならず、農作業の負担軽減し農業を長く続けられるために農業法人を積極的に受け入れ持続可能な農業の取り組みをおこなう。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③ドローンによる農薬散布等、スマート農業機器を活用した農作業の省力化に向けて導入を検討する
⑦多面的機能支払交付金を活用し、「自分たちの地域は自分たちが守る」という意識と、地域コミュニティの向上のため住民全員で行っている水路の維持活動などを継続し、農地や施設の保全活動の重要性について理解が得られるよう働きかける。
⑧圃場整備事業から40年が経過し、水路、畑かん設備等の老朽化が顕著となってきたので修繕を継続的に行っていくと共に人材の育成も行っていく